

## 第一章 奈良町の成立

### 第一節 近世奈良の夜明け

#### 松永久秀と多聞城

##### 多聞城の造営

奈良の近世の夜明けは、永祿年間（一五五八、一五七〇）であつた。戦国動乱のなかで神社王国の伝統が保たれ、郷民の成長によって商工業が発達していた奈良は、このころになって新しい封建的な武士の権力を迎えることになつた。松永久秀による多聞城の造営は、まさにこれを象徴する事件であつた。

戦国時代といつても天文の初年（一五〇代）ごろの奈良は比較的静穏であつた。このころは、なお全国的には戦乱がつづき、室町幕府の権力も全く衰えて典型的な下剋上の風潮が支配してゐた。河内では畠山氏の家臣木沢長政が勢力をもち、信貴山城をかためて大和へ進出しようとしていたが、天文十一年（一五四二）に長政が細川晴元らの討伐にあつて河内で敗死したために、これまで木沢勢の圧迫のもとにあつた筒井順昭らの大和の国衆が勢いをもちかえりてきていた。しかし、やがて晴元の家臣三好長慶が急に勢力をのびし、三好氏の家臣の松永久秀もまた活動をはじめたために、大和は争乱のなかにまぎこまれ、大和武士も奈良の諸郷も、ともに大きな試練にあわなければならなくなつた。

松永久秀は、まず大和を自己の勢力下に収めようとして信貴山城に拠っていたが、永祿二年（一五六一）になって三好長慶が河内を抑えようとしたのを機会に、久秀も活発な行動を開始した。すなわち久秀は、信貴山城を根拠地として大和に侵入し、勢いに乗じて村々や寺社を焼き払いつつ筒井軍をうち破り、ついに奈良を占領した。当時の記録にも「三好殿之内松永弾正少弼入国アリテ、諸堂諸社ヲ焼失、不知<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>数事也」と書かれている。このように簡単に奈良が占領されたのは、大和武士団の代表格であった筒井順昭が天文二十年（一五五一）にすでに没していたので、自然戦力が衰えていたからかもしれない。こうして久秀は、たちまち大和北部の中枢部をその手中に収めたのである。彼はすでに主人の長慶のもとで、京都および堺の代官となっていたから、ここに奈良をも手に入れて、当時のいわゆる三都の富力を一手に掌握しようとしたものであろう。

翌永祿三年（一五六〇）、久秀はいよいよ聖武天皇陵の東にあたる眉間寺山に城を築きはじめた。久秀がこの地に拠ろうとしたのは、ここが東大寺大仏殿と対し、大和の守護として威力を誇った興福寺を脚下に見下ろし、さらにはるかに大和の盆地を一望できる地であり、また佐保川を前にして守るに堅い場所でもあったからであろう。このとき眉間寺の寺地は接収されて、寺は聖武天皇陵の西に移り、光明皇后の陵の一部もまた城地となった。そしてそのふもとに侍屋敷をつくるなど城下町の経営に着手した。この城は信貴山多聞天にちなんで多聞城と名付けたという。あるいは奈良の北方にあたるところからもこの名はふさわしかったといえる。ここに久秀は、信貴山と多聞山とを根城とすることによって、京都と奈良と堺の三都をつなぐ交通路を確保したことになり、奈良は城下町へ姿を変えるかにみえたのである。

この久秀の築いた多聞城は、四層の櫓がそびえる壮観を極めたものであった。永祿八年（一五六七）に奈良を訪れたキリシタン宣教師ポルトガル人のルイス・デ・アルメイダの報告によると、かれはこの城の窓格子や白壁や瓦に感



多聞城跡を望む（昭和50年ごろ）

中央の小高い丘の上に築かれていた

心して、「此別荘地に入りて街路を歩行すれば、其の清潔にして白きこと恰も当日落成せしものの如く、天国に入りたるの感あり、外より此城を見れば、甚だ心地好く、世界の大部分に此の如き美麗なる物ありと思はれず」と述べ、さらに居館内については、その杉板や壁画や庭園などに驚き、「人の造りたる物と思はれず」とか、「世界中此城の如く善且美なるものはあらざるべしと考ふ」などと言葉を尽くして絶賛している（『耶蘇会士日本通信』）。この報告は、ルイス・フロイスが『日本史』に採録したことによって、世間でもよく知られているところである。これは、いわば外国人の賛辞とも思われるが、それにしても豪華目を奪うものであったことは疑いないようで、京都から下向した神道家の吉田兼右も「華麗目を驚かし了んぬ」といっている。柱や壁・戸・襖などには優れた障壁画が描かれ、茶道具などの調度品が集蔵され、数寄屋建築も付属していたこと、また町人らを招いて茶会などをしばしば催したことも記録にみえる。のちの記録ではあるが、本城の大きさは百間四方で「大手ハ東ニアリ、善鐘寺口トイフ」とあり、また別の説

に本城の周匝は四六〇間でその高さは一五間と記している〔「雜聞雜記」橋本家文書〕。

近世初期に造営された城郭に多聞櫓が築かれるが、その名がこの城に起因するとまでいわれているところからみても、これが城郭の模範とされていたことが察しられる。多聞城は独立丘上に立地した山城の堅固さと平城の發展性とを兼ね備えたものとして、近世城郭の先驅をなしたといえることができる。

松永久秀の 久秀の奈良支配は、その資力を蓄えるために奈良との共存共栄をはかろうとしたからであろう  
奈良支配 か、その政策は比較のおだやかでもあり、また不徹底でもあったようである。寺社の領主権は没

取せず、その徴税権も認めていたし、奈良の警察権をもっていた興福寺衆中の代表者である中坊氏も追放されることはなかった。なお中坊氏は筒井氏の代官として興福寺衆中を率いて奈良で力を持ち、また堺の豪商で茶人としても有名な武野紹鷗や今井宗久と縁続きであり、本願寺門徒ともなっていた者である。久秀と中坊氏との関係には、こうした事情も作用していたであろう。なお久秀の多聞山築城に当たって高坊〔井上町・高林寺〕から中将姫供養塔を徴発したが、連歌師がこれを愛惜する句を詠んだので返却したという話が伝えられ、また永祿五年〔一五六〕に一揆が起って奈良と国中との徳政を要求したのに対し、即答をさけて春日社の神籤によって決定するときめたことなども、久秀の奈良に対する心遣いをうかがわせるものである。もちろん一方で軍費などの徴発は行なっている。

これに対して奈良の郷民たちは、徴税に応じ献金などをして表だつての抵抗はしなかったものの、久秀への協力はほどほどにとどまって不離不即の關係にあつたようである。それは奈良の郷民が筒井氏ら大和武士団とのなじみが深く、外来権力には簡単に心服しなかつたからであろう。多聞城内での豪商鉢屋紹佐の頓死が、軍資金調達の名を拒否したからだと伝えられることは、奈良郷民のこうした心情をうかがわせるものである。むしろ郷民はときに興福寺側の不法を松永氏に訴えるなどして、この古くからの寺社領主と新しい武家権力の間にあって、自らの郷を

守り、災害を最小限にとどめることに努力したのではなからうか。

この時代に奈良惣中という名称がはじめてみえることは、このような郷民の自治活動の結果と考えられる。これは、久秀の奈良進出によって寺社領主権が後退した気運のもとにおいて可能であったわけで、郷民がようやく自立する町民へ成長してきたことを意味しているといえよう。このことは奈良に対する久秀の果たした役割の一面を示すものであるが、他面奈良の城下町化が順調に進まなかったことと相表裏するものである。なお大和一国の支配については、高山氏を宇陀郡沢城に配置し、筒井氏の筒井城をみとめたほかは、別に家臣を要地に配置することもなく、大和北部山中の柳生氏や西北地域の鷹山・和田氏ら少数の地侍を従えた程度で、その支配権力を広く浸透させるものではなかった。しかし、それがまたやがて松永氏の没落につながったともいえる。

#### 大仏殿の炎上

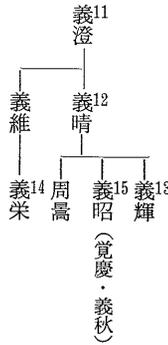
多聞城築城ののち、松永久秀の勢力はますます強くなって、その主家の三好長慶をしのぐものがあり、近隣にその威力を及ぼしてきた。そして永祿七年（一五六）に長慶が病死すると、その翌年、久秀は長慶の養子義継とともに將軍足利義輝を暗殺し、さらにその末弟鹿苑院門主周髡しゅうこうをも殺し、次弟の一乗院覚慶を幽閉した。久秀は新將軍として義輝の従弟で阿波に流されていた義榮をたてようとしたものである。久秀がこのような権勢を強めてくるにつれて、もともと同志であった三好三人衆（三好長逸・三好政康・石成友通）と対立しはじめ、ついに永祿九年（一五六）には河内で戦闘が開かれて、三好勢は久秀の軍を破ったのである。

この三好・松永の戦いのあいだ、大和武士は多く久秀の圧力のまゝに屈していた。筒井氏は、順昭の没後その弟順政が界に亡命して永祿七年（一五六）にかの地に没し、順昭の子藤勝丸は東山中福住に逃れさらに秋山氏にたより、また河内にひそんでいたともいわれる。そこで筒井氏らは、この久秀敗軍の機をとらえ、三好三人衆に呼応して立ちあがった。また奈良から近江に逃れた覚慶は、還俗して足利義秋と称し、さらに同九年には越前の朝倉氏をたよ

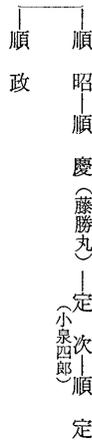
って義昭と改名していたが、この地から彼は大和衆に対して久秀に対抗するように働きかけた。この状況のもとで南方の越智軍は兵を起し、筒井藤勝は同九年九月二十五日に奈良に侵攻した。藤勝はこのとき興福寺成身院で出家して陽舜坊順慶と名乗っている。

久秀はやむを得ず多聞城をその子久通に守らせ、みずからは摂津・河内方面で三好勢と戦ったが形勢はやはり不利であった。しかもそのころ阿波に亡命していた足利義栄が三好三人衆に迎えられて兵庫に帰ってきたために、四国衆や播磨三木の別所氏らも久秀攻撃の軍に加わった。久秀は、根来寺の衆徒や畠山高政らと同盟しながらこれに対抗したが、翌十年（一五七）にはついに支えきれなくなり、四月に堺から逃れて多聞城に退却した。

足利將軍家 (數字は將軍の代)



筒井氏



この情勢に乗じて、三好三人衆と筒井勢および摂津・播磨の軍勢は、この年五月久秀を追って奈良の南郊広芝・大安寺・白毫寺のあたりに陣をしいたが、その勢力は二万ばかりといわれていた。これに対し松永方は、この機に興福寺や奈良町の富裕商人に巨額の米銭を課したので、彼らは、筒井軍の陣内に逃げ込んだ。ここで両軍の対立がしばらくつづいたが、そのうち松永方は興福寺や東大寺の戒壇院・転害門などに陣し、これに対抗して三好三人衆や筒井勢は大乗院山・天満山に陣をとり、さらに東大寺大仏殿にまで進出した。ここに奈良の諸寺諸社はほと

んど軍勢の陣所となり、奈良が決戦場となったわけで、『寺辺之記』に「両寺之滅亡此時也」と記しているのも、その切迫したさまを物語っている。この情況のもとで、奈良はいよいよ戦火の危険にさらされたが、興福寺や東大寺は戦乱の防止を懇請し、奈良惣中の努力によって治安はどうか保たれ、両軍小競り合いのうちにも大きな戦災は免れるようにみえた。

しかし七月に入って今御門・餅飯殿・橋本・角振・小西という南都七郷の中心地が放火によって焼亡した。そのうち十月十日の夜になって、松永勢は大仏殿の三好・撰津勢に夜討ちをかけたために、その火矢によって大仏殿はついに炎上し、大仏の仏頭が焼けおちるといふ大事になってしまった。その結果三好方は敗走し、多聞城攻略戦はついに失敗に終わったのである。

この大仏炎上のさまを多聞院の英俊が感慨をこめてつぎのように記している。

「今夜子之初點より、大仏ノ陣へ多聞山より打入合戦及ニ數度、兵火の余煙ニ穀屋ヨリ法花堂へ火付、ソレヨリ大仏ノ廻廊へ次第ニ火付テ、丑剋ニ大仏殿忽焼了、猛火天ニ滿、サナカラ如ニ雷電、一時ニ頓滅了、尺迦像モ湯ニナラセ給了、言語道断、浅猿ノトモ不レ及ニ思慮、処也、(中略)治承ノ炎上ニハ十五ヶ年ノ間ニ周備ト見タリ、今ハ雖レ經ニ百年ニ中々修造不レ可レ成哉、此剋ニ生逢事、歎之中ノ歎也、罪業之程可レ悲々々」(多聞院日記)

同日記はさらにこれにつづけて、大仏殿に陣した軍が敗れ去ったこと、槍の中村が討死したこと、そのほか二一三〇〇人も切死焼死したこと、念仏堂・塔(唐)・禅院・四聖坊・安樂坊・深井坊も焼失したこと、氷室山に陣した播州別所勢と郡山辰巳勢が敗退したこと、十三日には高畑口でなお合戦があったことなどを記している。この戦乱のため、この年の春日若宮祭は中止され、翌年二月の薪金は延期された。

大仏殿を焼きながらも、これによって三好勢を撃退した久秀は、ここに一時苦境を脱することができた。しかし、

なお三好三人衆は大豆山に陣し、筒井順慶は高畑に進出するなどして多聞山と相對峙する形勢はつづいてきた。ところがこの局面は、織田信長の台頭によって大きく転回した。久秀はまず岐阜の信長とよしみを通じ、その後援を得ることに成功したらしく、大和の戦線で攻勢に出て三好勢を一掃し、大和の国衆を攻撃した。そして永禄十一年（一五六）三月には興福寺・氷室社・転害門も開かれ、奈良中はようやく安堵の思いをしたのであった。

### 久秀の没落

この年九月、織田信長は岐阜をたち、足利義昭を奉じて入京し、かれを將軍職につけようとしたが、すでに三好三人衆が足利義昭を將軍につかせていたので、ここに信長と三好勢とが対決することとなった。この状況のもとで、十月に松永久秀は信長から降伏を正式に許され、奈良の代官として大和の平定を命じられることになった。かつて義昭を幽閉しその兄の將軍義輝を殺した久秀ではあるが、信長にとっては義昭と三好勢に対抗する必要もあって、久秀を赦免したのである。なおこのとき、両者の間には堺の今井宗久がち、久秀が名物の九十九髪茄子茶入を信長に呈したことも語り草になっている。

京都では十月、將軍義栄が信長によって都から追放されて摂津の富田に逃れ、義昭が新たに幕府十五代の將軍となった。そして奈良には將軍の部下の細川藤孝・和田惟政と信長の部将佐久間信盛が派遣され、久秀を援護する姿勢がとられたのである。しかし両軍は西の京の唐招提寺辺を南下して奈良には進駐しなかった。このことは、久秀にたいする督戦と奈良町に威圧を加えようとするものであったとおもわれる。

やがて信長は、奈良に部隊の乱入禁止の制札を下すとともに、その礼銭として巨額の屋銭（矢銭）を町に要求した。これは、町屋・僧坊を問わず、上は三貫二〇〇文から下は五〇文におよぶ一四〜五級の賦課率で総額一〇〇〇貫余のいわば軍費の徴発を命じたものであって、奈良町では久秀にその減免を嘆願したがどうにもできなかったといわれる。その後は信長から、とくに新しい指令が出ることもなく、久秀は大和・摂津・河内などで信長のために戦

い、また筒井勢を圧迫して大和国中の平定につとめた。奈良周辺では大した合戦もなく、法蓮郷（南法蓮町）に市場が開かれたりして、しばらくは小康を保っていたのであった。

上洛を達成した信長は、姉川で戦い、長島の一向一揆を討ち、比叡山を焼いて近畿の平定に専心したが、反信長勢力の大団結もまた進んでいた。このなかで信長と將軍義昭の不和が表面化し、信長の権力の安定に疑問が出てきた段階で、元龜二年（一五七二）になると、松永久秀は反信長派の甲斐の武田信玄に呼応する態度に出た。実は久秀は信長の配下でありながら心服していたわけではなく、また奈良町の人々を完全に掌握していたわけでもなかったという事情が、この間にあったことは否定できないようである。こうなると大和では筒井順慶らが勢いづくこととなるが、このころ摂家九条家の娘を將軍家の養女にして順慶に下され、この間また明智光秀の斡旋もあつたらしく、順慶はここに信長に帰属することとなった。

この久秀の信長からの離反と、順慶の信長への帰属という状況のもとで、奈良近辺はまたまた松永氏と筒井氏との戦場とならねばならなかった。形勢の不利をさとつた久秀は、みずからは信貴山城にたてこもり、多聞城にはその子久通を帰城させて、信長と筒井勢に備える態勢をとつた。

やがて元龜二年（一五七二）八月、久秀は大安寺に出陣して順慶の辰市の陣を攻めたが、激戦ののち久秀方の敗北に終わった。この戦いこそ松永・筒井両軍の決戦であつて、これに勝つた筒井方の声望はとみに高まり、久秀の立場はようやく苦しくなった。さらに翌元龜三年には久秀の信長にたいする謀反がいよいよ明らかになってきたため、この年五月、ついに信長の大軍が奈良に來攻して若草山から多聞山の北を包囲した。これに呼応した順慶軍は興福寺南大門を本陣として、ともに多聞城を圧迫した。このとき、奈良惣中から銀子三二〇枚、興福寺から一〇〇枚、東大寺から五〇枚を信長に差し出して奈良街地での陣取りは免れることができた。また、反信長陣營の活発な動き

のためもあって、いったんは決戦は避けられた。前年の大安寺・辰市合戦の戦死者を弔う大念仏会がこの年八月、敵味方によって営み得たのも、この和議の氣運と無関係ではなかったであらう。

ところが翌天正元年（一五七三）になると、將軍義昭は石山本願寺と連絡をとりつつ信長に挑戦し、久秀にも決起を求めた。しかし義昭は逆に信長に宇治槇島で捕えられ、河内の若江城に放逐されて室町幕府はついに滅び、やがて信長軍は同年末多聞城に迫った。こうなると松永方も信長に抵抗することができずついに降伏し、久秀の子久通は十二月二十六日多聞城を佐久間信盛に明け渡して信貴山城に退いた。ここに松永氏の奈良支配は終わったが、同時に奈良における大きな争乱も終わりをつづげたのである。

松永久秀の大和侵入以来、奈良とその周辺は幾度かの戦禍を受け、大仏をはじめ焼亡した町や寺院もあった。しかし奈良は、この戦国終末期の争乱の本舞台となりながらも、この間に商工業を發展させ、郷民は町民へと大きく成長して自治組織を形成してきたことは注目すべきことであった。それは、久秀にしても信長にしても、奈良という都市の富力をあまり傷つけることなく自らのものにしよとした政策と、奈良の寺社や郷の人たちの自衛のための努力によるものであった。

奈良とキリシタン 戦国時代の末期天文十八年（一五五九）、耶蘇会宣教師フランシスコ・ザビエルが鹿児島にきて、日  
本にはじめてキリスト教を伝えた。このキリシタンと奈良との関係は、松永久秀の奈良進出によって生じたことであった。ザビエルは足利將軍からキリスト教伝道の許可を得ることができず、主として九州にあって布教にしたがい、滞在二年で日本を去ったが、フロイスやビレラら宣教師が相ついで来航し、京都や堺を中心に近畿地区の布教につとめた。すなわち永禄二年（一五六九）、ビレラは上洛して將軍足利義輝から伝道の許可を得、また將軍をとりまく三好長慶や松永久秀もこれに好意を示していたので、京都でのキリシタンの活動は活発となっ

たが、仏教徒側の反対運動もあったので、ビレラはいったん堺に退き、ここで伝道を開始した。

ビレラが奈良から招待を受けたのは、この堺滞在中であった。松永久秀の重臣に結城山城守忠正という文武両道に達した老人がいて、久秀に従って奈良にいたが、キリシタンの実体を見きわめようとしたのであろうか、ビレラを招くことになった。それは永禄六年（一五六三）五月のことで、多聞城の造営が始められて三年目であった。ビレラはまず伴っていたロレンソを奈良に送った。ロレンソは日本人でその前身は琵琶法師であったといい、キリシタンに改宗後イルマン（修道士）に挙げられ、この伝道布教には最後まで大きな働きをした人であった。ロレンソは奈良に来て、久秀の内意を受けてキリシタンを説破しようとしていた明経博士家の清原外記枝賢と結城山城守とにあつてキリスト教を説き、ついに完全にかれらを理解させた。この報告にもとづいてビレラは奈良にきて、結城父子や清原外記ほか数人の身分ある武士に洗礼を与えた。これを聞いた宇陀の沢城主高山図書も奈良にきて洗礼を受けダリオの名をもらっている。高山図書は飛驒守と称し松永久秀に従っていた人で、その後ロレンソを招いて談義を開き、その結果家族をはじめ家臣ら一五〇人が洗礼を受けた。キリシタン大名として有名な高山右近長房は図書の子であった。右近はジュストと名乗り、やがて父とともに摂津高槻城に移り、終生その信仰を捨てず、禁教後マニラに追放されている。また十市城のイシバシ殿も高山図書の紹介によってキリスト教に入信したことが伝えられている（『フロイス』日本史<sup>一</sup>）。

このビレラはヨーロッパ人で奈良に足跡を印した最初の人であつて、ビレラとロレンソによる奈良での布教の成功は、フロイスも特記するように、以後畿内のキリシタンの地歩を固める基礎をなしたものであつた。奈良がキリシタン史上この重要な役割りを果たしたことは、久秀の奈良支配を契機とするものであつた点を注意すべきであろう。しかし、奈良町の人々へのキリシタンの浸透、あるいはこのとき以後の弘通については、ほとんど語ることが

できない。フロイスも大和について「蒔きたる種は土薄き焼地におちて実らざりき」といつているように、禁教をまつまでもなく、町にはキリシタンは根を下ろさなかつたようで、アルメイダがきたときに奈良から迎えにきた信者があつたぐらいのことしかわからない。さすがに中世以来の寺社の都であつたといふべきであらう。

### 織田信長と奈良

信長の多聞城の開城後、信長は同城へは城番として明智光秀・柴田勝家・細川藤孝らを相次いで入城させ、奈良にたいしては制札錢を課し、大和の国衆に対しては威圧を加えてかれらを家臣化しようとした。そして天正二年（一五七四）三月、信長は奈良に下向した。これは多聞城を検分し、あわせて大和に君臨する王者の權威を示すことを目的としたものであつた。

このとき、大乘院門主の尋円は宇治まで迎えに行き、大和の国衆も奉迎のために上落し、奈良の郷民も一郷から一〇人ずつ肩衣・袴で木津まで出て迎え、六方衆も般若寺まで出て信長を迎えた。信長はこの月二十七日、軍勢三〇〇〇余を引きつれて多聞城に入ったが、僧坊への寄宿を堅く禁止し、柴田勝家の奈良安寧を目的とした禁制も出されていたので、一段の善政であるとして上下みな安堵したという。ついで信長は勅使を奏請して正倉院の香木蘭奢待を多聞城に運ばせて切りとつた。これは將軍足利義政の例になつたものである。信長はこの日の夕方八幡宮・東大寺・春日社・興福寺などを巡拜したが、松の下でこの一行を見物した多聞院の英俊は、「四十一オト云々、一段慰懃也」と書きとめている。また信長はこの年の春日祭礼に際し、しばらく中絶していた勅使下向を復興し、同年（一五七〇）には春日社造替が開始された。しかし他方では春日の神鹿を二頭京都へ連れ去っている。これらは信

長の奈良への配慮であると同時に武威を示すものでもあった。やがて四月十一日には筒井勢が、ついで翌十二、三日にかけては信長勢が河内に出陣したので、奈良では万端無事であったことを喜んだ。

このようにして、大和は信長の領国となり奈良はその直轄領となった。ここに中世以来の興福寺の大和守護職は終わりを告げた。また越智・十市・古市などの大和国衆は松永動乱のうちに没落していき、筒井氏ひとりが国衆を代表する形で信長に属することとなった。しかし、信長の奈良入りの翌年(天正三年)に、城番であった塙九郎左衛門(原田直政)が多聞城を与えられ大和守護職に補されているので、筒井順慶がただちに大和の大名になり得たのではなかった。そのうち同四年(天正四年)になって原田直政が大坂で戦死したので、信長はここではじめて順慶に大和守護職を与えたのである。筒井氏としては年来の宿望を達したわけであり、寺社も奈良の郷民もこれを喜び、奈良の戦国時代はここに終わった。順慶は戦陣の余暇には奈良町で茶会をたのしみ、極楽坊で女曲舞を興行させるなどの余裕をみせており、その翌年には郡山に土豪の壘を利用して築城をはじめている。

信長の大和にたいする支配権は、この過程でつぎつぎに確立していった。筒井順慶が大和を与えられたといっても、かれは信長の部将明智光秀に配属されていたのであり、重要なことはなお近江の安土に連絡してその指揮をまねばならなかった。すなわち信長は、興福寺の寺領を認めながらもこれに対する監視をつづけ、衆徒・国民出身の国衆にもなお警戒を怠らなかつたのである。

### 多聞城の破却

天正五年(一五七七)になって信長は、順慶に命じて多聞城を破却させた。ここで、さすが豪華といわれた多聞城も二〇年に満たない運命を閉じたのである。『多聞院日記』からこの間の記事を引用してみると、この年六月五日「多聞山四階ヤクラ壞了、ナラ中人夫出、珍重々々」、閏七月二十二日「多聞山大旨崩了、尤珍重々々」とあつて、その破壊の進行ぶりをうかがうことができる。このときその殿舎は信長の二条城

に送られ、城の石は郡山に運ばれた。このようにして、奈良の城下町化もついに見るこゝろがないままに終わった。実はこのように、奈良が城下町とならなかつたことこそ、奈良のもつ歴史の重みによるといふことができる。とともに、近世奈良のあり方を決定したのももあつた。多聞城跡については、この後、ここにあつた石灯ろうが伏見城の豊臣秀吉に召された記録もあり、廃城のまま近代におよんだようである。その地形は近年まで残つていた。その山麓の侍屋敷の跡と思われるところは、江戸時代奉行所の与力・同心屋敷となつて、いまの多門町となつてゐる。

この城地は、昭和二十三年（一九四八）から翌年にかけて、奈良市が若草中学校を建築したために、その城跡らしい姿はいまはみられない。そのとき行なわれた調査の結果は『奈良県史跡天然記念物調査抄報第十輯』に収載されてゐる。

同書の報告によれば、多聞山は光明皇后の陵を含んだ山であるから、同陵は自然城郭の中に含まれ、聖武天皇陵は濠外ではあるが、その後外堤より小さい小丘をひかえているから、その小丘は一つの出丸としての役割を果たしてゐたと推定される。また頂上低平部の周囲には土塁がめぐらされてゐたが、天竺をはじめ建造物の遺構は検出されなかつた。出土遺物には、ほゞ室町時代と思われる瓦のほか、多数の五輪塔や骨壺があつたことから、ここがもと中世の庶民の墳墓地であつたと考えられた。その後昭和五十三年（一九七八）に若草中学校校舎新築工事に伴う再度の調査が行なわれた。主に校舎の北側の平坦部

が発掘され、城として重要な石組排水溝・土塁基礎部・円形素掘り井戸・建物基礎部などの跡のほか、石材集積遺構や中世墓塚もみつかった。これら遺跡から多数の石材や瓦も発掘されたが、墓塔の石や寺院の瓦を転用したものもあり、石材を抜きとった跡もあって、築城・廃城のようすがうかがわれた〔「多聞城跡発掘調査報告書」〕。

多聞城の破却とほとんど同時に、この城を築いた松永久秀は信長に対して最後の抵抗を試み、信貴山城に反旗をひるがえした。信長は嫡子信忠を将として大軍を大和にさし向けたが、奈良の街地には陣をとらず、十月には西郊の薬師寺を本陣とした。信忠はこの間悠悠奈良を見物しながら久秀を威圧し、筒井・明智勢などを向けて攻撃を加えたので、同月十日夜ついに久秀父子は城に火を放って自刃した。それは奇しくもかつての大仏炎上の日時と同じであったので、仏罰のうわさの生まれたのも当然であろう。まことに松永氏の興亡は、近世奈良の開幕を告げる一陣の嵐であった。

そのうち国衆の諸城が破却を命じられたなかで、郡山城はひとり城として整備され、順慶はここにあつてほぼ大和全域に威勢を示すことができた。すなわち、このころ順慶は十市氏の竜王山城を壊し、下市・飯貝の本願寺勢力を討っている。そのほかには信長による大規模な討伐というほどのものがなかったのは、当時すでに大和の国衆のうちで筒井氏のほかにはもはや強力なものがなくなっていたからであろう。

### 指 出

織田信長の対都市政策は、一般に必ずしも過酷ではなかったといえる。それは都市の富力の温存をはかり、これを掌握しようとしたためであつたが、また特別な反抗のない限り、公家や寺社との摩擦は避けようとしたのかもしれない。奈良に対しても、松永久秀の場合と同様に手やわらかな方であつたといえよう。しかし他面では適当に威圧を加えていたのであつて、松永争乱の過程でも、多聞城に奉行を置いて奈良を支配し、奈良惣中の地子や夫役は旧領主の興福寺や東大寺の徴集を認めながら、屋錢または制札錢という名で戦時

税は徴発していた。

さて、信長の支配権確立のための中心となった政策は「指出」提出の命令である。指出とは、土地面積や収穫量などを記録して申告させるもので、支配者側が検地して土地台帳をつくる労を省く検地の一種である。したがってこれは、政権の経済的基礎を安定させ、支配を全うするための基本的工作であったから、その武力を背景として強硬な態度で臨んだことがうかがわれる。

信長は、元龜二年（一五七二）以後、伊勢・山城・大和などに指出を命じているが、大和に対して本格的にこれを命じたのは天正八年（一五八〇）九月で、滝川一益と明智光秀がその奉行として興福寺の子院に入った。かれらは一か月あまり奈良に滞在し、国中の寺社・本所・国衆ら全部に指出を出すことを命じた。そのとき興福寺から提出した起請文はつぎの形式のものである（「多聞院」日記）。

敬白 靈社起請文前書事

- 一 當寺領并私領買得分皆一職何町何段事
  - 一 諸談義唐院・新坊何町何段事
  - 一 一名主拘分何町何段事
  - 一 百姓得分何町何段事
  - 一 當寺老若・衆中・被官・家采私領并買得分・扶持分何町何段事
- 右以五ヶ条書付申入、田畠・屋敷・山林聊も隱置申儀無之候、為其何も本帳懸御目候、若此旨於御不審ハ、急度百姓前直可被成御糺明候、其上不寄多少出来分至有之者、為曲事、惣寺領悉以可有御勘落、安土可被達 上聞、為証文翻宝印居血判申上者也、仍前書如件

九月 日

興福寺

衆徒中

滝川左近殿

惟任日向守殿

この指出は相当きびしいもので、在地の寺社や国衆は「前代未聞無是非次第」と観念し、恐れを抱き警戒しながらも多くはその命令に服従した。実際に事実をまげて記載したり、提出を拒否した者は処罰されたようで、国衆のうち戒重・岡・高田・大仏供（大福）の四氏が、十月末になって奈良に呼び出されて処刑され、その所領は没収されている。おそらく指出の命令に忠実でなかったか、あるいは筒井氏に対抗する国衆であったためであろう。

ついでに、この前後国衆で討伐された者をあげると、順慶の郡山入城の直前に、郡山辰巳氏が松永氏を大和へ手引きした者として矢田で殺害され、天正九年（一五八二）六月には、吐田氏が郡山で自害させられ、その所領一〇〇〇石が没収されている。なお、筒井順慶でさえも一時は京都で切腹のうわさも立ったくらいで、その身の上も案じられたが、やがて「国中一円筒井存知」の朱印状によって大和守護職を与えられ、郡山城と二〇万石を認められたのであった。

奈良 惣 町

天正八年（一五八〇）の指出による石高のうち現奈良市域にかかわる部分は、『多聞院日記』（十月二十一日条）によるとつぎのようである。

|        |           |                    |     |
|--------|-----------|--------------------|-----|
| 九〇〇石   | 菩提山       | 二〇〇〇石              | 薬師寺 |
| 一五〇〇石  | 東大寺       | 一九〇〇〇石             | 興福寺 |
| 一三〇〇〇石 | 一乗院       | 七五〇石 <sup>九カ</sup> | 大乗院 |
| 九〇〇石   | 神 人       | 五〇〇石               | 社 中 |
| 三〇〇〇石  | 奈良中地下八百石也 |                    |     |

この記録は主要なものだけのようで、詳細はなお不明である。このうち興福寺の一万九〇〇〇〇石のうちには、大和一国の寺門反錢五八〇〇〇余石のほかは棟別錢と土打錢、奈良中の棟別錢・地口錢などあわせて六五〇〇〇〇余石がふ

くまれるが、これは興福寺が大和の守護としてこれまでもっていた得分であった。また「奈良中地下三〇〇〇石八百石也」とあるのは、奈良惣中の区域が八〇〇石という意味で、惣外の郷をあわせて三〇〇〇石ということであるか。ここに寺社郷内に芽ばえ、その支配を受けて町化してきていた惣中が、信長の支配地として公認されて奈良町となったものと思われるが、なお周辺農村部とともに一括して掌握されている。

この指出の結果でも明らかのように、奈良中の惣町組織が、戦国時代の末期にはすでにできていたのである。奈良町は中世を通じて、興福寺寺門郷・一乘院門跡郷・元興寺郷を含む大乘院郷・東大寺郷などのうちの町場が成長発達してできたものである。郷民ははじめ労役を主として寺社に隷属していたのであるが、しだいに寺社への隷属度が希薄化し独立化する傾向が生じ、寺社はかれら郷民から地子を徴集するようになった。寺社側のこの支配の姿勢に対応して、郷民は自治的な団結を進めていくわけで、このことは郷民の町民化ともいえるものである。

またこの間、北・南・中の三市が衰退して店舗商人が多くなり、座衆が富力を貯え自立性を強めてきた。天文元年（一五三二）の中市郷に発生した天文一揆は、このことを示す事件として重要である。この一揆は結局は敗北に終わったが、新たに設けられた高天市や猿沢池の近くにできた南市を中心に、商業地域化がすすみ、中にはとくに富を蓄積したものは問屋化し、また遠隔地行商を始めるものもでてきた。このような情勢のところに、松永久秀の進入があったわけである。郷民側としては、この新しい封建権力に対し、一方では自衛体制を固めるとともに、他方ではこれに対してはむだな抵抗を行わず適宜接触していたようである。そしてこの間に商業郷が広域化してゆき、やがてその連合組織ができて「奈良惣中」と称するようになったものである。信長の指出に対して、この惣中が一組織体をなして対応したと考えるとよいであろう。

豊臣政権の奈良支配

秀吉と筒井氏

天正十年（一五八二）六月二日、織田信長は京都本能寺で明智光秀の謀反にあって、その劇的な生涯を閉じた。筒井順慶はこれまで光秀の恩顧をうけていたし、その部下でもあったから、光秀は順慶を味方として頼みにした。順慶はそこで大安寺・辰市・東九条・法華寺辺に陣をしき、また一人は南大和衆を山城・摂津の境の洞ヶ峠に出陣させたが、その去就を決しかねたらしく、やがて郡山城に籠城したのである。これが後世、日和見主義を「洞ヶ峠をきめこむ」といわれるようになったのである。その間に信長の部将であった羽柴秀吉は山崎の戦いで光秀を打ち破り、光秀は小栗栖の里で殺された。この急変にあって順慶はさっそく近江の陣に赴き、秀吉に戦勝を祝って、大和の守護を認められたのであった。

ここに順慶は秀吉に従う大和の大名となって二〇万石を領することとなり、奈良には中坊氏を代官として置き、南方では越智氏らに対していた。また他方、順慶は、秀吉の近江・伊勢などでの征討軍に加わり、大坂築城に協力するため宿所を林小路の円証寺から大坂へ移すなど秀吉に助力した。いまでも大阪東区に順慶町の名があるのはその名残りである。しかし天正十二年（一五八四）の小牧・長久手の戦いに順慶は秀吉に従軍して徳川家康と対戦中に発病し、郡山に帰城、八月十一日に三十六歳で没した。遺体はいったん奈良の円証寺に送られて仮埋葬され、十月になって筒井古城近くの寿福院に葬られ、郡山で盛大な葬儀が営まれた。またその生母は、奈良に順慶の位牌所として伝香寺を建てた。『多聞院日記』によると、それが完成したのは同十三年で、ここで一周忌追善の千部経会が営まれている。

順慶の没後、その所領は順慶に実子がなかったので、養子小泉四郎に与えられた。四郎は順慶の姉の子で、ここ



筒井順慶像（伝香寺藏）

に筒井定次と名乗った。秀吉は、そのうち家康と和睦し、四国を平らげ、ついにその政権を確立して関白となり豊臣の姓を賜わった。そこでこの権力を確保するために、大名の取立てや配置替えを行なったが、定次は天正十三年（一五九）に大和から隣国伊賀の上野へ移され、郡山には秀吉の異母弟秀長が姫路から入城することとなった。秀長はやがて大納言にまで昇進したので世に大和大納言と称された。

筒井氏の伊賀移封は、順慶がもと興福寺の衆徒であって春日社の造替に努力し、春日若宮祭礼の田楽頭役をつとめ、興福寺から僧都に叙せられるなど興福寺と密着していたために、寺社を在地勢力から切り離そうとする秀吉の政策からみて、筒井氏の大和にすることが好ましいことではなかったからであろう。あるいは土着武士団の整理という方針からであったかもしれない。そう考えるならば、早晩筒井氏は秀吉から追われる運命にあったといえるわけで、順慶の死と秀吉の權威の樹立というこの機会が利用されたことになった。いづれにしろ大和武士は、筒井氏に従って大和を去るか、武士を捨てて農民としてここに留まるか、秀長に仕えるかを決しなければならなくなった。事実その後にも十市衆は侍衆払いを命じられ、越智氏も所領問題にからんで滅ぼされている。秀吉はその土地生えぬきの国衆をその土地から一掃したのであって、高取城には家臣の脇坂安治を置いた。全く新たな領国支配を貫徹しようとする秀吉の政策が、ここ大和にも実現したのであった。

豊臣氏の  
寺社政策

豊臣秀吉が秀長を郡山に入城させたことは、大坂の東方を固める意味をもっていた。また寺社と関係の深い大和・和泉・紀伊の三国が秀長に与えられたことは、事実上これらの諸国が秀吉の直

接の支配地となったことであり、興福寺・根来寺・高野山などという寺院勢力を制圧したことをも意味する。

秀吉は、秀長の入国に先立って、早くも大和の寺社に指出版を命じた。このとき、興福寺は二万五六〇〇余石、大乘院門跡は一七〇〇余石を書きあげたが、それは信長のときの指出版をはるかに上まわるものであったから、たちまち秀吉から一万石の削減が命じられた。興福寺のこのような過大な申告は、筒井氏の治政下で甘やかされていたためもあるうし、宇陀郡などからの年貢の到来に気をよくしたためでもあるうが、大乘院門跡が秀吉に北陸の莊園復活を嘆願していることでもわかるように、時局認識の不足を示すものにはかならなかった。秀吉は翌年さらに国中から指出版を徴したが、興福寺に対してはふたたび七〇〇〇余石を削っていたので、結局その石高は八六〇〇余石と査定されたことになる。ここに興福寺は財政的に徹底的な打撃をうけたわけである。

秀吉が、中世領主的な力と性格をもつ寺社勢力を打倒しようとした政策は、この興福寺対策に示されたようにきびしいもので、それは興福寺に対してだけではなかった。大和についてその例をあげれば、多武峯の内紛を機会に郡山に新多武峯を建立させてこの新旧両山から武器を提出させたこと、長谷寺を興福寺から独立させて新義真言宗本山としたこと、また秀長の郡山城修造にあたって神域の春日山水谷川から石を運ばせたことなど、すべてこの方針に基づく一連の政策であった。

秀吉の寺社対策は、まず弾圧することによってその領主的性格を打破し、俗勢力との関係を断ち切り、そのうえに武家政権の封建的支配を確立することにあつた。したがって寺社自体をつぶすのが本来の目的ではなく、政教の分離が果たされて寺社が宗教活動に専念する限り、かえってこれに保護を加えるという方針であつた。そのため、興福寺にたいしても、天正十八年（一五九〇）には秀長の病氣祈禱料の名目で第二回目に没収した七〇〇〇余石を返し、その翌年には都合一万五〇〇〇余石を認めているのである。

さて、秀吉の二大政策といわれるものの一つが刀狩りで、これは兵農分離の政策をもっとも端的にあらわしたものととして有名である。秀吉は指出と同様に強い態度でこれを実行した。刀狩りは、すでに天正四年（二五五）に柴田勝家が越前の一揆を平定したときに実施しており、それ以来、秀吉も高野山・大和多武峯・鞍馬寺などに対してこれを命じている。多武峯では、大刀・刀・鎧・鉄砲・具足・甲冑の提出が命じられ、天正十三年（二五五）閏八月二十四日には一山の恐怖の中でその引渡しがおこなわれた（『多聞院日記』）。

その後、奈良の諸大寺にもつきつきと武器の提出が命じられたが、同十六年七月には全国的に農民のあらゆる武器所有を禁止する掟書が布告されている。これは、京都方広寺大仏建立のためとうたってはいるが、実は農民の信仰心を巧みに利用して武力行使を停止させるとともに、兵農を明確に分離して生産増強を企てたものと考えられている。しかし寺院や農民の立場からすれば、全く為政者への反抗の手段を失うことであって、秀吉政権のこのきびしい態度は、その反対をはじめから完全に圧殺するほどのものであった。『多聞院日記』天正十六年七月二十二日の条には「諸国刀ヤリ以下金具の分悉以カルトテ、ナラ中モサワク、大仏ノ釘ノ用ト、追日、人ノ迷惑計也」とみえている。しかし時代は大きく急速に動いていた。寺院も農民も、所詮は新興武士政権の勢力に屈伏して武器を提出したのであって、結局神社は宗教活動に、農民は農業に専念するように仕向けられたのである。

秀吉は、小田原攻めが終わると、国内統一の成果をより以上たしかなものとするために、三か条の身分法令を出した。

- 一 奉公人侍中間小者荒子まで、すべて奥州攻めを境として、新たに町人百姓にならないこと
- 一 百姓は田畠を捨ておいて、商いや賃仕事に出ないこと
- 一 侍や小者は無断に主をかえないこと

これは侍・中間・小者が新規に町人・農民になることを禁じるとともに、農民も商売や賃仕事に従事することを禁止したもので、身分制の確立を目的としたものであった。

**豊臣政権** 郡山城主秀長は、郡山入城後ただちに奈良の商業に圧力を加えた。これは一般に城下町郡山の商

**と町民** 業を発展させるためであったとされているが、むしろ奈良の郷民と興福寺など寺社との結びつきを断つのが目的であったと考えられる。この商業禁止令の実態は、はじめは奈良の市場を禁止し、他国の酒の移入を禁じた程度であったが、つぎには味噌・酒・柴木などの商売や質屋の営業も禁止している。ことに市の禁止は商売の停止を意味するものであったので、町の人たちにしてみればこれは大きな打撃であったであろう。したがって一時諸商売が止まり、他国への行商にもさしつかえ、座も動揺を免れなかったにちがいない。いずれにしろ奈良にとって是非常な痛手であったといわねばならない。

秀長はまた奈良に対して井上源五高清をその代官に任命した。中世においては、奈良の検断権は興福寺の衆徒が握っており、その沙汰衆として中坊・竹坊・水坊があり、中坊氏は屋敷を椿井にかまえ、筒井氏と結んで奈良町でとくに勢力をもっていた。したがって松永氏に代わって筒井順慶の勢力が確立すると、中坊氏もまた勢力を増し、順慶もこれを代官として起用していたのである。その中坊氏が筒井氏の国替えで奈良を去っていたので、代官に任じられた源五は、椿井の中坊屋敷に入ってこれを代官屋敷とし、豊臣氏の権力を背景として町の支配権を握ることになった。このころには、興福寺などの領地はすでに制限されていたうえ、興福寺が町に課していた地口銭・棟別銭・袈裟銭・高山八講銭なども豊臣氏に奪われたというから、事実上奈良は豊臣氏の直轄地となっていたわけである。奈良代官となった井上源五の施政は、かなり強圧的なものであったようであるが、それは、城下町郡山の振興をめざす豊臣政権の意図に従ったものであったからともいえる。しかし他面では、源五は奈良町の富裕町民とも結

託したらしい。

豊臣氏の奈良惣町支配は、井上源五のもとに選ばれた十二の町を櫃本として行なわれた。「序中漫録」(玉井家)には郡山の箱本について、適当な町を選び、一町一か月ずつ回して町中の公私の用事をさばかせるもので、書類入れの箱のある家の表に箱本と書いた小旗を立てさせた、と記し、「奈良ノ櫃本ト云モ是ニ同ジ、比時郡山ノ箱本奈良ノ櫃本ト云ヒナラハセリ、郡山ノ箱本ハ于レ今カハラズアリ、奈良ノ櫃本ハ何レノ時ヨリカ取ウシナヒ、老人七八十歳ニナリタル者ニ尋ヌレドモ不知ナリ」とみえる。十二の町とは、東城戸町・椿井町・角振町・上三条町・小西町・高天町・林小路町・餅飯殿町・南市町・下御門町・脇戸町・中院町であった。

奈良はたしかに郡山の繁栄策のために犠牲になった面がある。しかし、そのため直ちに衰運をたどったとか、全く活気を失うということがなかったのは、やはり伝統の力であろう。秀吉政権の寺社弾圧のねらいも、寺社のもつ領主的性格を除くためであったから、その目的が達しられたときにはある程度の保護を加えたのであって、寺社の存在がなお大きな比重を占めていた奈良は、その点でも没落したわけではなかった。ことに戦乱も一応おさまって平和がきたので、奈良の町民たちはその意気をもりかえしていた。ことに富裕な町民(町衆)は、とくに目立った活動をしたのであって、支配者として乗り込んできた武士と、なお文化の担い手として力のあった僧侶・社家とともに社交界を形成していたといえる。天正十五年(一五七)の有名な北野の大茶会に、奈良衆として寺社人と町民ら三六人が代官井上源五や茶匠松屋久政らとともに堂々と参会したことは、そのよい例であろう。参会者は当時の奈良の有力者であるから、つぎにその名をあげておく。

僧侶 東大寺四聖坊・同観音院・興福寺円明院・同最福院・高坊(高林寺)・称名寺

林宜 拜殿五郎左衛門

武士 奈良代官井上源五

町人 (商人) 大鋸屋道實・絹屋寿閑・鍋屋宗立・坂東屋常閑・葉屋宗芳・大東等旧・帯屋宗栖・木津屋觀照・大紅屋紹斗・

南市道寿・南市弥五郎・関才次郎・紺屋宗有・薩摩屋有俊・清水宗仙

(工人) 後藤与太郎・鋳物屋久怡・仏師源次・豊屋善四郎・表具屋慶俊

医師・隠逸者・茶匠・竹田宗貞・大乘院殿ノ李・北ノ端ノ御佐・鶴ノ福寿軒・柳生小全庵・子守ノ道六・松屋久政・久好

(東大寺八幡若宮祇宣)

天正十九年(一五九二)正月になって郡山城主豊臣秀長が病没し、養嗣子秀保がそのあとをついだ。この動揺の中でいわゆる金商人事件がおこった。金商人とは高利貸を営み金札を発行し、銀の吹替えを行なって利益を貪っていた富裕な町民のことである。『多聞院日記』などによって事の次第をみると、この年六月に角振町の金商人が香ノ池(鴻ノ池)に入水自殺したことはじまり、ついで借金の催促を苦にして妻子を殺し家に放火して自殺するものがあられ、土一揆のうわさもたった。秀吉は八月になって奈良中に徳政令を發布し、地利付の金銀米錢の貸借の破棄を認め、金商人九人を逮捕した。そのうち三人は間もなく許されたが、六人は留置され極楽坊で拷問にあったといわれる。高利貸に苦しんだ町民たちはこれに勢いを得て、翌二十年四月、秀保が秀吉に従って朝鮮出兵のため肥前名護屋へ行った留守に春日山の高山で寄合ひ、代官井上源五から押付けられた貸付けを拒否することを決議した。ついで秀吉が帰坂し、伏見築城をはじめたころ、秀吉に対して代官の不正三か条をあげて直訴することにまで発展した。

この訴状によると、提訴者は町人または蔵方の者であって、事態はほぼつぎのようであった。郡山城主豊臣秀長は、蓄財のため金貸しを行ない、代官がこれに便乗したり、金商人の金子の吹替えを黙認し、代官の他の不正も多い、と訴えている。井上源五が奈良の富力をねらい、秀長がこれを黙認し、奈良の金商人がこれに結託したと

というのが実情のようである。そこで、秀長が没して領主が代わり秀吉も徳政令を發布した機会に、蔵元らの豪商が中心となって一般町民がこまで成長していたことを示すものとして、ここに訴えたのが蔵元らと奈良惣中ということであるから惣中という一般町民がこまで成長していたことを示すものとして、この訴訟は注目されるものである。

この訴えに対して、秀吉は代官井上源五を召喚したり、蔵元衆に出頭を命じたりするとともに、糺明の奉行として桑山一晴らを奈良に送って金商人を逮捕させもしたが、結局は誰にも処罰はなく、うやむやにことは済まされた。おそらく源五の問題は、秀長に連なっていたからであろうし、金商人は献金などによって罪を免れたかもわからない。いずれにしても金商人は文禄三年（一五九二）には釈放されており、蔵元や奈良惣中にもとがめはなかった。このことは、一つにはこのころ秀吉が朝鮮出兵に忙殺されていたからでもあろう。なお『当代記』によると、秀吉は、徳政令を出したための金商人の貸し倒れを気の毒として、棒引した証文数を書き上げさせたが、一〇枚を二〇枚、二〇枚を三〇〜四〇枚として水増し上申したので、秀吉はその三分の一を借りるからといって証文を預けさせた。同記録に「奈良上下迷惑相窮也、此金借大名衆も入けるか、秀吉公に奉<sub>レ</sub>隠<sub>二</sub>其名<sub>一</sub>云々」とあって、金商人と大名との結び付きのあることを暗示している。この事件は不明朗な一件であるが、金商人が新興の富豪として、新権力と結託していたことをうかがわせる一件であった。

太閤検地 文禄四年（一五九三）に郡山城主秀保が没すると、増田長盛がそのあとをついで入城した。そしてそれと同時にいわゆる文禄検地（太閤検地）が実施されたのである。この検地は、実はこれよりさ

きに実施された指出による既定事実の確認という性格をもっているのです、まずさかのぼってこれまでの指出について考えてみよう。奈良に対しては、すでに信長による天正八年（一五八〇）、秀吉による同十三年・十九年としばしば指出が命じられている。天正十三年の指出に際して秀吉のとった興福寺対策はすでに述べたが、奈良中にたいして

第一章 奈良町の成立

の一例として、垂井郷(いまの穂井町)の指出を<sup>つぎ</sup>にあげることにする。「庁中漫録」には、天正十三年(一五七五)九月と十月の二通がある。

奈良垂井郷家屋敷地子指出之事

合四貫七百廿六文者

屋敷  
家宅所

四百廿三文(王カ)  
此内廿三文 明屋敷

地主談儀田納所興禪院(興福寺)

与四郎

一所屋敷 六百十五文采女御官屋敷与九郎  
合四貫七百廿六文以上  
天正十三乙九月廿三日

同宅所

百五十文

地主談儀田納所明王院(興福寺)

(ヤ)

一所屋敷

此内廿三文 ミヤウワキン(納)  
四百廿三文

談義田四所興禪院

与四郎

本地子  
四百廿三文  
是ハワリ

合五百九十二文者

与四郎

一所屋敷

百五十文

談義田四所明王院

小六

本地子  
百六十九文

合二百一十文者

小六

一所屋敷

六百六十七文

春日社御神楽方

又五郎

本地子  
百五十文

合二百一十文者

小六

一所屋敷

五百八十七文

同春日社御神楽方

新九郎

わり  
六十文

合九百卅三文者

又五郎

一所屋敷

三百卅二文

さつま屋

新九郎

本地子  
六十文

合八百廿一文者

新九郎

一所屋敷

二百四十文

西金堂下地

三郎次郎

本地子  
六百六十七文

合四百六十二文者

新二郎

一所屋敷

参百文

談義田四所惣珠院

四郎

本地子  
二百六十六文

合八百廿一文者

新九郎

一所屋敷

参百文

今御門文円方

助四郎

本地子  
五百八十七文

合四百六十二文者

新二郎

一所屋敷

七十五文

木津屋

弥二郎

本地子  
三百卅四文

合四百六十二文者

新二郎

一所屋敷

但五十文

今辻子堂屋敷

源五郎

本地子  
三百卅三文

合四百六十二文者

新二郎

此内<sup>反</sup>ハ島也

二郎三郎  
セウエンヘ

二郎三郎  
セウエンヘ

|              |         |      |                   |          |      |
|--------------|---------|------|-------------------|----------|------|
| 本地字<br>百四十文  | 合百九十六文者 | 弥三郎  | 本地字<br>五百廿文       | 合七百廿八文者  | 与九郎  |
| わり<br>五十六文   |         |      | わり<br>二百八文        |          |      |
| 本地字<br>三百七十文 | 合五百十八文者 | 四郎   | 本地字<br>式百六十七文     | 合三百七十五文者 | 三郎二郎 |
| わり<br>百四十八文  |         |      | わり<br>百八文         |          |      |
| 本地字<br>二百五十文 | 合三百十文者  | 助四郎  | 本地字<br>三百文        | 合四百廿文者   | 弥二郎  |
| わり<br>百文     |         |      | わり<br>百廿文         |          |      |
| 本地字<br>三百文   | 合四百廿文者  | 源五郎  | 本地字<br>合四貫六百四十四文者 |          |      |
| わり<br>百廿文    |         |      | わり<br>合卷貫八百五十七文者  |          |      |
| 本地字<br>二百五十文 | 合三百五十文者 | 二郎三郎 | 惣合六貫五百卷文者         |          |      |
| わり<br>百文     |         |      | 天正十三年乙酉十二月五日      |          |      |
| 本地字<br>九十文   | 合百廿六文者  | 二郎   |                   |          |      |
| わり<br>卅六文    |         |      |                   |          |      |

此表一粒もちかい無御座候

まず九月の分で見ると、寺社のほかに薩摩屋・紅屋・木津屋という有力町人も土地屋敷を所有していたらしいことがわかる。ところが十二月の指出になると土地所有者の登録はなく、居住者は多少の相違があるが大体は同じであり、付加税的な屋敷口割が計上されている。土地の所有権は排除されて、居住者をたてたものであるうか。さて「検地」は、いうまでもなく土地の生産力をより正確に計量して貢租額を確保し、政権の基礎固めをするた

第一章 奈良町の成立

表1 樽井検地帳

| 居屋敷 | 畝  | 歩    | 石   | 名       |
|-----|----|------|-----|---------|
| 居屋敷 | 2  | 27   | 1.5 | 03 三太夫  |
| 居屋敷 |    | 12.5 | 4   | 12 又右衛門 |
| 居屋敷 | 1  |      | 9   | 40 同 人  |
| 居屋敷 |    | 24   | 6   | 49 弥次郎  |
| 居屋敷 |    | 2    | 2.2 | 14 新九郎  |
| 居屋敷 | 1  | 29   | 1.2 | 49 新二郎  |
| 居屋敷 |    | 22   | 2   | 65 藤左衛門 |
| 居屋敷 |    | 23   | 2   | 65 新七郎  |
| 居屋敷 |    | 18   | 4   | 00 又四郎  |
| 居屋敷 |    | 19   | 4   | 00 与五郎  |
| 居屋敷 |    | 20   | 4   | 00 甚三郎  |
| 居屋敷 |    | 26   | 4   | 25 助三郎  |
| 居屋敷 |    | 8.5  | 2   | 31 与次郎  |
| 居屋敷 | 15 |      | 1   | 90 与二   |
| 居屋敷 |    | 8    | 2   | 20 又七   |
| 居屋敷 |    | 7    | 1   | 68 かか   |
| 居屋敷 |    | 18   | 2   | 27 源衛門  |
| 居屋敷 | 1  | 16.5 | 8   | 89 二郎三郎 |
| 居屋敷 | 1  | 5.5  | 6   | 60 源五郎  |
| 居屋敷 | 1  |      | 2   | 88 弥三郎  |
| 居屋敷 | 1  | 2.5  | 8   | 40 弥二郎  |
| 居屋敷 | 1  | 2    | 8   | 26 助四郎  |
| 居屋敷 | 2  |      | 1.3 | 16 又四   |

検地による調査結果をまとめた一種の土地台帳であるが、この検地帳には標題に「奈良之内樽井検地之帳」とあって、郷とも町ともみえない。町は寺社領とされていた郷が自治的共同体化をすすめて成立したものであるから、奈良町何郷の名が用いられたものであり、畠と屋敷だけの郷では銀地子を、田地をふくむ郷では銀地子と米地子を徴せられたのである。いづれにしても、この段階ではまだ町と村の区別は明確にはされず、郷のよび名も同時に使用されたと考えられる。しかしそれでも、奈良惣中といわれていたのであるから、これに含まれる町はここで一応は確認されたようである。そして奈良惣中に入らない郷は村とされ、寺社領となった郷も、のち地方町じかとなった農村的な郷も、やはり村として待遇されたらしい。また寺社の所領も、この文禄検地によって近郊の村々があてがわれ、寺社に所属する職人たちは諸役を免除された。こうして天正から文禄のころ(一五七三)に、豊臣政権の強力支配

めの仕上げの政策であった。秀吉による文禄検地は、もちろん奈良中にも実施された。文禄四年(一五九三)十月八日、郡山城主増田長盛が検地奉行となり、福西源次がことにあたった。樽井町の検地帳があるので、さきの指出と比較するために、これを表1としてあげてみる。

検地帳とは、いうまでもなく

完成の土台ができたのであって、奈良はここに寺社支配下の都という性格が、封建権力の支配する都市へと変容することになるのである。

天正八年（一五六〇）、織田信長は大和全域に「指出」の提出を命じたが、これは直接には何といっても中世的領主層の領有関係を根底から覆す意味をもつものであった。その点でこの指出の命令は、近世農村体制成立への第一歩をふみ出した政策というべきであろう。さらに天正十六年（一五六〇）の豊臣秀吉による全国的に出された刀狩の命令によって、権力に対する農民の反抗の手段が奪われ、いわゆる兵農分離が実現した。それとともに、農民による生産増強が企図されたわけであるが、さらに同十九年（一五六〇）に出された三か条の身分法令によって、農民身分の固定が決定的となった。そして、それらとほぼ平行して実施された太閤検地によって、その総仕上げがなされたのである。

豊臣秀吉による検地は、天正十三年（一五六五）の興福寺領についての指出以後、文禄検地までの間に、何回も地域的におこなわれた。現在の奈良市域では、大安寺村に天正十四年（一五六六）十月二日付けの検地帳写本があり、末尾の合計に「田畑屋敷合八拾壹町三反五歩、分米千六拾壹石七斗五升、墨付七拾枚」と記入されている。ただし、大和の村落の中で、天正年号のある検地帳の残存する例は実はきわめて少ないのである。

さて大和の一国総検地は、増田長盛によって文禄四年（一五六五）におこなわれたが、それは「過分ニ打増」というように厳格な態度でのぞんだので、寺社や農民に非常な不安を与えたものであった。当時の奉行は増田長盛・長束正家・小堀新助・一庵法印・新庄駿河守・井上新介らであり、およそ一郡を単位として行なわれたものであって、必ずしもその土地の領主とはかわりがない。そしてこの検地で、奈良市域の添上郡には増田長盛、添下郡には井上新介と長束正家らがその奉行にあっている。いま奈良市域での一例をあげると、享保八年（一七三三）に郡山藩領

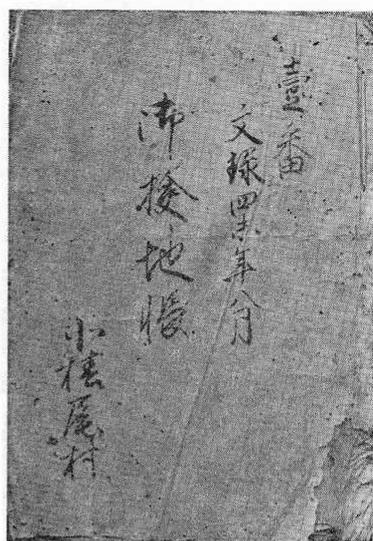
第一章 奈良町の成立

表2 常福寺村組諸村の検地役人

|  |  |
|--|--|
| 文禄4年9月15日<br>超昇寺村 常福寺村<br>歌姫村 山陵村<br>門外村 横領村 | 木村宗左衛門内<br>真木伝七 古市三右衛門 山本乙右衛門<br>井口善右衛門 新藤甚介   |
| 文禄4年9月16日<br>押熊村                             | 長東大蔵奉行<br>小田半左衛門 青木久八<br>斎田九左衛門 河村弥七郎  |
| 文禄4年9月16日<br>中山村                             | 長東大蔵奉行<br>小田半左衛門 青木久八  |
| 文禄4年9月<br>本郷村                                | 長東大蔵<br>斎田九左衛門 河村弥七郎   |
| 文禄4年9月11日<br>西大寺村                            | 井上新介 真安<br>谷孫三 駒井久七  |
| 文禄4年9月15日<br>宝来村                             | (長東大蔵)<br>岡屋八左衛門 田所小兵衛<br>倉垣孫作   |
| 文禄4年9月<br>興福院村                               | 長東大蔵くみ 木村宗左衛門<br>領中の中添上郡ノ分<br>増田右衛門尉打口<br>佐伯彦兵衛 山本乙右衛門 真木伝七<br>井口善左衛門 古市三右衛門 新藤甚介        |
| 文禄4年9月15日<br>斎音寺村                            | 長東大蔵くみ 木村宗左衛門<br>増田右衛門尉打口<br>領内の中添上郡の分<br>端与兵衛 福西源次 真木伝七<br>井口善右衛門 山本乙右衛門 新藤甚介<br>古市三右衛門 |
| 文禄4年9月15日<br>平松村                             | 長東大蔵<br>岡屋八左衛門 田所小兵衛 倉垣孫作<br>山東五郎兵衛 井上介三 田付四郎兵衛  |

享保8年4月「村々御検地帳年号并御役人書出帳扣」  
(天理図書館蔵)

の常福寺村組に属した村々が、文禄検地の際の検地役人を書き留めているので、それを竿入れ(測量)の日記別によ  
って整理してみると表2のようになっている。



北椿尾村検地帳（北椿尾町有文書）

ではなからうか。そうだとすれば、戦国乱世の中で成長してきた郷村を公認したものともいうことができる。大和には文禄検地帳が二〇〇以上も残っている。当時約一五〇〇町村とすれば、その現存率は全国でも高い方部に入るのであろう。現市域では、北椿尾・大安寺・柴屋・窪之庄・中ノ川・六条・西九条（文庫蔵）などのものが残っている。

これらについてみると、記載形式は大体同一で、田畑の等級は上・中・下・荒に分類されるが、なかには上田の上に上々田、下田の下に下々田を加えたものもある。屋敷は別に記され、畑を付記したものもある。斗代租率は最高一石六斗で、しだいに二斗下がりを通則であるが、まれには一石五斗七升といったものもみられる。

北椿尾村には文禄四年（一五九）検地帳と同年次の日付をもつ名寄帳が残されている（町有文書）。名寄帳とは、村々で徴税の便を考えて、検地帳を改編して土地耕作者別台帳としたものである。名寄帳と検地帳とが並存しているの

この表をみると、九月十五日に検地を行なった村は、超昇寺郷の六か村と齋音寺・宝来・平松の村々となっており、前二者は役人の重出するもの五人、後二者も重出三人となっていて、かれらが田畑調査の詳細にわたって自身が立会ったものとは思われない。大村なら一村に三人、小村なら一人程度が出張し、部下を督励して調査を指揮した程度のものであったであらう。さらにいえば、さきに奈良町についても述べたように、数度の指出ですでに実際に用意されていた土地台帳を承認する形で、簡略におこなわれたもの

で、以下にこれを比較してみることにする。

検地帳は増田右衛門尉打口で奉行は深尾甚六である。丁末に深尾の書判と各丁ごとに証判がみえる。本帳と考えられるが、小字名に不備が多く、やや疑わしい。名寄帳は文禄四年八月二十二日の日付があり、表紙は「天和国添上郡之内北椿尾村御検地なよせ之帳」とある。一筆ごとにある証判の年次・証者ともに不明である。検地帳全筆三八〇に対して、名寄帳は三七六筆であり、表紙の次の丁か最後尾に欠丁があるものと考えられる。

表3は検地帳と名寄帳の登録者所持高を整理したものである。それぞれの登録者には大きなちがいがみられる。まず入作者を除く登録者惣数が、検地帳五七人へと減少し、屋敷持登録者は名寄帳の場合五石以上層の増加、一石未満層の激減という現象がある。これを細かくみればつぎのようになっていいる。

表4は両帳間の登録者の相違を示したものである。検地帳登録者三千郎六筆は名寄帳では三十郎二筆、才十郎四筆に分筆され、さらに才十郎は検地帳登録分七筆、同帳神主分一筆あわせて二筆を名寄帳では登録している。

要するに太閤検地では、六尺三寸の間竿を用い、一反三〇〇歩制で地積を町反畝歩であらわし、土地の品位等級をきめて京枘による生産高(石高)を算出した。これを石盛といっている。そして一地一作主義が貫かれたので、登録者は耕作権者を示すことになる。検地帳は以上の諸項を記した土地台帳で、これが租税決定の資料であり、また農民台帳でもあった。そのうえ、これによって村の石高が集計されて村高が明記され、村が担税者となり、この村高によって「村切り」を行なって行政単位を確立し、大名らの知行が割り当てられたのである。太閤検地はまさに近世社会の土台をなすものといえる。したがって検地は江戸時代にも実施されたが、この全国一律の文禄検地帳を尊重し、明治維新まで基本の土地台帳として重要視され保管されてきたのである。

表3 北樺尾村文禄4年検地帳・名寄帳集計

| 高          | 検地帳              |     |     | 名寄帳              |     |     |
|------------|------------------|-----|-----|------------------|-----|-----|
|            | 人数               | 屋敷数 | 入作者 | 人数               | 屋敷数 | 入作者 |
| 20石以上      | 1<br>(与一郎22-278) | 0   | 0   | 1<br>(与一郎22-278) | 0   | 0   |
| 15石以上20石未満 | 0                | 0   | 0   | 0                | 0   | 0   |
| 10石以上15石未満 | 0                | 0   | 0   | 0                | 0   | 0   |
| 9石以上10石未満  | 0                | 0   | 0   | 1                | 1   | 0   |
| 8石以上9石未満   | 1                | 0   | 0   | 1                | 1   | 0   |
| 7石以上8石未満   | 2                | 0   | 0   | 1                | 1   | 0   |
| 6石以上7石未満   | 4                | 2   | 0   | 2                | 2   | 0   |
| 5石以上6石未満   | 5                | 5   | 0   | 7                | 6   | 0   |
| 4石以上5石未満   | 3                | 3   | 0   | 5                | 5   | 0   |
| 3石以上4石未満   | 8                | 7   | 0   | 7                | 7   | 0   |
| 2石以上3石未満   | 5                | 2   | 0   | 5                | 3   | 0   |
| 1石以上2石未満   | 12               | 4   | 1   | 10               | 3   | 2   |
| 1石未満       | 32               | 17  | 11  | 17               | 11  | 9   |
| 計          | 73               | 40  | 12  | 57               | 40  | 11  |

注1 名寄帳は4筆3斗3升分が不足している。その内に名寄帳入作者1人がふくまれるものと考えられる

- 2 ヤー郎・弥一郎、おうし・おうじ弥五郎・おうじ、総市・総一、五郎四郎・めくら五郎四郎、おりき与二郎・与二郎、おやす・あさたておやす、与三郎・きもいり三郎、ひじり・ひじり左近二郎・左近二郎、宮坊主・宮坊・前三坊・宮三坊は同一とみなした

第一章 奈良町の成立

表4の1 検地帳名寄帳登録者の比較

| 検地帳登録者 | 小字    | 品等  | 畝歩          | 高           | 名寄帳登録者    | 小字    | 品等  | 畝歩          | 高            |
|--------|-------|-----|-------------|-------------|-----------|-------|-----|-------------|--------------|
| 三十郎    | 神田    | 下田  | 反歩<br>0.322 | 石合<br>0.426 | 惣作<br>三十郎 | ( )   | ( ) | ( )         | 石合<br>0.4154 |
| "      | 神田    | 下田  | 0.910       | 1.054       | 惣作<br>"   | 神てん   | ( ) | ( )         | 1.0573       |
| "      | 宮之上   | 下々畠 | 0.218       | 0.080       | 才十郎       | 宮之上   | 下々畠 | 反歩<br>0.218 | 0.0802       |
| "      | かいと   | 下畠  | 0.118       | 0.132       | "         | かいと   | 下畠  | 0.118       | 0.1320       |
| "      | かいと   | 中畠  | 0.200       | 0.206       | "         | かいと   | 中畠  | 0.200       | 0.2060       |
| "      | あなの谷上 | 下田  | 0.010       | 0.037       | "         | アナノ谷  | 下田  | 0.010       | 0.0376       |
| 神主     | —     | 屋敷  | 0.102       | 0.132       | 神主<br>才十郎 | —     | 屋敷  | 0.102       | 0.1320       |
| 才十郎    | にほん松  | 下田  | 0.300       | 0.340       | 才十郎       | ( )   | 下田  | 0.300       | 0.3400       |
| "      | おうかく  | 上田  | 0.400       | 0.618       | "         | 大郎下   | 上田  | 0.400       | 0.6180       |
| "      | 北谷    | 下々畠 | 1.000       | 0.309       | "         | キタタニ  | 下々畠 | 1.000       | 0.3090       |
| "      | なか尾   | 中田  | 0.200       | 0.273       | "         | なかお   | 中田  | 0.200       | 0.2730       |
| "      | ナカウ   | 中田  | 1.405       | 1.896       | "         | なかお   | 中田  | 1.405       | 1.8967       |
| "      | おおいてん | 下田  | 0.102       | 0.120       | "         | □トリテン | 下田  | 0.102       | 0.1207       |
| "      | おおいてん | 下田  | 0.620       | 0.785       | "         | □トリテン | 下田  | 0.628       | 0.7854       |

注1 北椿尾町有、文禄検地帳およびなよせの帳から作成

2 ( )は破損箇所、—は記載なし

表4の2

| 検帳帳登録者    |    | 名寄帳登録者 |           | 名寄帳合計 |           |    |
|-----------|----|--------|-----------|-------|-----------|----|
| 三 十 郎     | 6  | →      | 三 十 郎     | 2     | 三 十 郎     | 2  |
| 才 十 郎     | 7  | →      | 才 十 郎     | 4     | 才 十 郎     | 12 |
| 神 主       | 1  |        | 〃         | 1     |           |    |
| 与 左 衛 門   | 10 | →      | 与 一 郎     | 10    | 与 一 郎     | 34 |
| 与 一 郎     | 31 | →      | 〃         | 24    | 〃         |    |
| 総 八 郎     | 7  | →      | 総 八 郎     | 1     | 総 八 郎     | 8  |
|           |    |        | 〃         | 7     |           |    |
| 又 四 郎     | 7  | →      | 又 四 郎     | 6     | 又 四 郎     | 14 |
| 又 五 郎     | 1  | →      | 〃         | 1     |           |    |
| 喜 六 郎     | 7  | →      | 喜 六 郎     | 7     | 喜 六 郎     | 9  |
| 喜 八 郎     | 2  | →      | 〃         | 2     |           |    |
| 喜 禪 門     | 5  | →      | 喜 禪 門     | 5     | 喜 禪 門     | 6  |
| 禪 う       | 1  | →      | 〃         | 1     |           |    |
| 岩 松       | 11 | →      | 九 岩 介 松   | 6     | 九 岩 介 松   | 6  |
|           |    |        | 〃         | 5     |           |    |
| お 岩       | 1  | →      | 〃         | 1     | お 岩       | 6  |
| 又 七       | 8  | →      | 又 七 存     | 7     | 又 七 存     | 7  |
|           |    |        | 〃         | 1     |           |    |
| 教 存 郎     | 3  | →      | 教 存 郎     | 3     | 教 存 郎     | 4  |
| 弥 一 郎     | 8  | →      | 弥 一 郎     | 7     | 弥 一 郎     | 7  |
|           |    |        | 〃         | 1     |           |    |
| 弥 二 郎     | 2  | →      | 弥 二 郎     | 2     | 弥 二 郎     | 3  |
| 三 郎       | 8  | →      | 三 郎       | 8     | 三 郎       | 12 |
| 藤 四 郎     | 4  | →      | 〃         | 4     |           |    |
| 才 五 郎     | 2  | →      | 才 五 郎     | 2     | 才 五 郎     | 4  |
| 左 衛 門     | 2  | →      | 〃         | 2     |           |    |
| 左 衛 門 大 郎 | 6  | →      | 左 衛 門 大 郎 | 6     | 左 衛 門 大 郎 | 7  |
| 左 衛 門 九 郎 | 5  | →      | 〃         | 1     |           |    |
|           |    |        | 左 衛 門 九 郎 | 4     | 左 衛 門 九 郎 | 7  |
| 才 六 郎     | 2  | →      | 〃         | 2     | 才 六 郎     | 7  |
| 左 衛 門 二 郎 | 9  | →      | 〃         | 1     | 左 衛 門 二 郎 | 8  |
|           |    |        | 左 衛 門 二 郎 | 8     |           |    |
| 総 五 郎     | 5  | →      | 総 五 郎     | 5     | 総 五 郎     | 7  |
| 与 五 郎     | 4  | →      | 〃         | 2     |           |    |
|           |    |        | 与 五 郎     | 2     | 与 五 郎     | 3  |
| 助 善 三 郎   | 1  | →      | 助 善 三 郎   | 1     | 助 善 三 郎   | 2  |
| 善 三 郎     | 1  | →      | 〃         | 1     |           |    |
| 甚 九 郎     | 1  | →      | 〃         | 1     | 甚 九 郎     | 2  |
| 宮 清 一 郎   | 1  | →      | 宮 清 二 郎   | 1     | 宮 清 二 郎   | 9  |
| 清 一 郎     | 8  | →      | 〃         | 8     |           |    |
| ひ ち 郎     | 2  | →      | 左 近 二 郎   | 2     | 左 近 二 郎   | 4  |
| 近 二 郎     | 2  | →      | 〃         | 2     |           |    |
| 左 近 二 郎   | 1  | →      | 与 二 郎     | 1     | 与 二 郎     | 7  |
| 与 四 郎     | 1  | →      | 〃         | 1     |           |    |
| 与 前 宮     | 5  | →      | 与 前 宮     | 5     | 与 前 宮     | 7  |
| 宮 坊 主     | 1  | →      | 宮 坊 主     | 1     | 宮 坊 主     | 8  |
| 坊 主       | 1  | →      | 〃         | 1     |           |    |
|           | 6  | →      | 〃         | 6     |           |    |